

教管第99号
平成30年10月30日

教育委員会事務局各課長
各教育事務所長
各県立学校長

様

教育長

「過労死等防止啓発月間」の設定とその取組の実施について（通知）

平成25年5月に発生した郡上特別支援学校講師自死事案については、平成30年第4回岐阜県議会定例会の議決を経て、10月24日にご遺族との和解が成立したところです。

本件和解においては、和解金の支払に加え、再発防止に関する事項についても和解条項に盛り込まれたところです（詳細については、別紙1のとおり）。

とりわけ、当該事案を風化させることのないよう、国と同じく毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行うこととしております。

このため、今年度から、毎年11月を岐阜県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」と定めるとともに、過労死等の再発防止や当該事案の風化防止を目的として、別紙2のとおり取組を実施することとしましたので、貴所属の全教職員に対して周知いただくとともに、貴職におかれでは、各所属において、その趣旨を踏まえた個別の取組を適切に実施するよう願います。

和解について

1 和解の趣旨

郡上特別支援学校の講師が平成25年5月22日に自死したことについて、死亡した職員の両親から、自死の原因は、過重な業務や上司の理不尽な叱責などにあるとして、県に対し約9,600万円の損害賠償金と遅延損害金の支払を求める調停の申立てがあった。

調停での期日経過を踏まえ、平成30年8月20日に岐阜簡易裁判所から提示された調停条項案により和解したものである。

2 事案の経緯

- 平成29年12月28日 弁護士による調査結果の報告及び公表
- 平成30年 1月29日 処分及び再発防止策を発表
- 平成30年 2月21日 両親から岐阜簡易裁判所に調停の申立て
- 平成30年 8月20日 岐阜簡易裁判所から調停条項案の提示
- 平成30年10月24日 和解成立

3 和解内容【主なもの】

- (1) 県は、申立人らに対し、本件和解金として8,210万5,262円の支払義務があることを認め、平成30年11月30日までに支払う。
- (2) 県は、県教育委員会において、郡上特別支援学校講師自死事案を風化させることのないよう、国と同じく毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行う。
- (3) 県は、県立学校において、毎年5月に「郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書」を踏まえた職場研修や、職場環境を良好にするための教職員間での意見交換を実施する。
- (4) 県は、申立人らに対し、県教育委員会において、「教職員の働き方改革プラン2018」の各項目の実施をはじめとする教職員の労務管理を着実に実行することを約する。
- (5) 県は、「教職員の働き方改革プラン2018」の実行状況について、申立人らから照会があった際には、誠意をもって回答する。

○県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」(11月)の取組について

区分	項目	具体的な内容	担当課
目的等	「過労死等防止啓発月間」の設定	(目的) <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等の防止、郡上特支講師自死事案の風化防止 ・自死事案を題材とした職場研修、啓発 (対象) <ul style="list-style-type: none"> 事務局、事務所、県立学校の<u>全ての教職員</u> 	教育管理課
職場研修等	職場研修の実施	(実施期間) 11／1～11／30 (対象) <u>全ての教職員</u> (内容) <ul style="list-style-type: none"> ・自死事案を題材として、事案の風化防止と働きやすい職場づくりに向けた職場研修を各所属で実施 ・研修終了後に意見交換を行い、集約したものを事務局へ報告 ・県立学校向けには研修資料の内容を説明したものを映像配信 	教育管理課
	タイムマネジメント研修の実施	(実施日等) 11／19・岐阜、11／26・恵那、11／27飛騨 (対象) 教員(希望者) (内容) <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招き、受講者が自らの働き方にについて考え、日々の業務改善を図るための手法や技能をグレープワーク等の演習により学ぶ。 ・半日研修で、3会場計6回開催。1回当たり定員40名 	教育研修課
	ストリーミング配信研修の実施	(実施期間) 11／1～11／30 (対象) <u>全ての教職員</u> (内容) <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等の管理職等を対象とした「管理マネジメント研修（講師：臨床心理士）」(平成30年4月～7月実施)の講話を5つのコンテンツ（各10分程度）に再編集し、e-Learningにより受講 ・テーマ「メンタルヘルスとパワハラ防止について」 	教育研修課

区分	項目	具体的な内容	担当課
啓発等	メルマガの配信	<p>(対象) 全ての教職員</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止啓発月間の啓発や、働き方改革に関する取組事例などを紹介するメールマガジンを配信 ・月間に2回発行 	教育管理課
	「健康エッセンス11、12月号」でのPR	<p>(対象) 全ての組合員</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止啓発月間の啓発(健康一言メッセージ)、健康相談窓口・健康管理事業の紹介を配信 ・11月号：10／23発行、12月号：11月末発行 	共済組合 教職員課
	相談窓口の周知徹底	<p>(対象) 全ての教職員</p> <p>(内容)</p> <p>岐阜県教育委員会のハラスマント等に関する外部・内部相談窓口を紹介したPRチラシを配布し、職場研修実施時に周知</p>	教育管理課
	高ストレス職員に対する医師による面談指導の実施徹底	<p>(対象) 高ストレスチェック職員</p> <p>(内容)</p> <p>※ストレスチェック(実施期間：9／17～9／30)により判定高ストレス職員に対し、医師による面接指導の働きかけを重点的に行う。</p>	教職員課
	疲労度蓄積度自己診断チェックの実施	<p>(対象) 全ての教職員</p> <p>(内容)</p> <p>※通常、時間外勤務が月100時間を超える教職員を対象に実施しているものを全教職員に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲労蓄積度自己診断チェックリストによる判定を行い、自己の健康状態を振り返る。 特に疲労が蓄積していると考えられる教職員については、所属長面談と医師の面接指導の働きかけを行う。 	教職員課
職場訪問	長時間労働が行われている所属への職場訪問の実施	<p>(実施期間) 11／1～11／30</p> <p>(対象)</p> <p>(内容)</p> <p>平成30年4月から9月までの時間外在校時間の実績等とともに、学校へ訪問し、教職員との面談を実施</p>	教育管理課 教職員課